

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)										領収書 番 号	備考	
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他
2	事務所新聞購読料 3月分 2紙		7,900	△ 7,900							7,900					1	
4	事務所電気代 (3月分)		1,732	△ 9,632								1,732				2	
7	コピー用紙代		765	△ 10,397									765			3	
15	政務活動費受け入れ	150,000		139,603													
25	事務所賃貸料 (5月分)		50,000	89,603								50,000				4	
30	事務所水道代 (4月分)		1,270	88,333								1,270				5	
30	高速道路通行料 4月分		9,580	78,753	9,580											6	
30	自動車燃料代 4月分		3,221	75,532	3,221												購入明細書
			0	75,532													
			0	75,532													
			0	75,532													
			0	75,532													
			0	75,532													
			0	75,532													
			0	75,532													
			0	75,532													
			0	75,532													
			0	75,532													
			0	75,532													
月 計		150,000	74,468	75,532	12,801	0	0	0	0	0	7,900	53,002	765	0	0		

整理番号

/

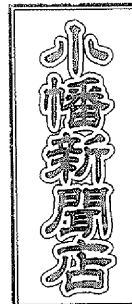
領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 7 年 3 月分
小川克己 事務所 様

011-0610

品 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	4,000
西日本新聞※	1	3,900
登録番号 T8810997253659		
合 計 (消費税含む)		¥7,900



ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

※は軽減税率対象品目です。

その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 7 年 4 月 2 日

大分合同新聞玖珠・恵良プレス

所 長 小 幡 眞一朗

玖珠町大字帆足231-2

TEL 72 1 1 1 1 1 1

本領収証に書かれたお客様の個人情報は、当プレス
ンター（販売店）において適切に管理し、新聞等の配達
集金、デリバリー・プレスセンターからの各種ご連絡、
関・出版物等のご案内などに利用させていただきます

事業名、使途及び内容等

事務所新聞購読料

大分合同新聞 4,000円
西日本新聞 3,900円

合計 7,900円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	2															
領収書その他の証拠書類の添付欄																
(D)、電気料金領収証 お振込人 オガワ カツミ 様 お客さま番号 50-500-000-12-3124278-31 払込金額 2025 年 3 月分 1,732 円 (うち消費税等相当額 157 円) <table border="1"><tr><td rowspan="4">料金内訳</td><td>基本料金</td><td>948円72銭</td></tr><tr><td>電 最初の 120 kWh</td><td>679円69銭</td></tr><tr><td>力 121 kWh ~ 300 kWh</td><td>0円00銭</td></tr><tr><td>量 301 kWh ~</td><td>0円00銭</td></tr><tr><td></td><td>燃料費等調整額</td><td>-24円42銭</td></tr><tr><td></td><td>再エネ賦課金</td><td>129円00銭</td></tr></table> 推定 37 kWh ご使用量 ご使用期間 2 月 27 日 ~ 3 月 26 日 お支払期日 2025 年 4 月 28 日 九州電力株式会社 電話 0120-761-377 (金融機関・CVS取扱店→お振込人) 本証印により直接の集金および金額を訂正したものは無効です。 校収 207965 25404 EP/振込 オガワカツミ 金融機関コンビニ収納印(印紙)		料金内訳	基本料金	948円72銭	電 最初の 120 kWh	679円69銭	力 121 kWh ~ 300 kWh	0円00銭	量 301 kWh ~	0円00銭		燃料費等調整額	-24円42銭		再エネ賦課金	129円00銭
料金内訳	基本料金		948円72銭													
	電 最初の 120 kWh		679円69銭													
	力 121 kWh ~ 300 kWh		0円00銭													
	量 301 kWh ~	0円00銭														
	燃料費等調整額	-24円42銭														
	再エネ賦課金	129円00銭														
事業名、使途及び内容等																
新務所電気料 1,732円																
あん分による充当の場合																
あん分の率 ()																
あん分による政務活動費の充当額 (円)																
一部のみ打切り充当した場合																
政務活動費充当額 (円)																

整理番号

3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



ホームワイドプラス賀来店
TEL097-586-5771 FAX097-586-5776
<http://www.aeon-kyushu.com/>

領収証

イオン九州株式会社
登録番号 T6290001017604

◆WIDE便のご案内※大分市内限定
配送料金1件550円(税込)~承ります
◆A° ット林、トリミング、A° ット生体販売の
お問い合わせは097-586-5323迄
2025/ 4/ 7(月) 18:18 ｼﾞﾝ0172

小川克己

本義

外税10%対象額 ¥696
外税10% ¥69

合 計 ¥765
但し 商品代として

現金等

上記金額正に領収いたしました

買上日 2025/ 4/ 7

※本書保管上のお願ひ

財布・手帳にはさんで保管いただく
場合、印字面を内側に折り保管
をお願いします。

領収証No.: 01721890

取1891 担当 100834172

ｼﾞﾝ0172 2025/ 4/ 7(月) 18:18

取1890 責:100834172 登:001070276

コピー用紙 A4サイズ 696
(2個 X 単348)

小 計 ¥696
外税10%対象額 ¥696
外税10% ¥69

合 計 ¥765
現 金 ¥770
お釣り ¥5

お買上商品数:2

WAON POINT会員募集中!
今すぐ会員登録でオトクにお買物!
<http://www.smartwaon.com>
[スマートワオン]で検索



事業名、使途及び内容等

用紙W A4 765円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 () 円)

領収書等の添付様式

整理番号

△

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

小川 克己 様

No. _____

金額

15,000.00

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但令7年5月分として

令7年6月25日 上記正に領収いたしました

登録番号



GR1620

事業名、使途及び内容等

事務所賃金料 50,000円

あん分による充当の場合

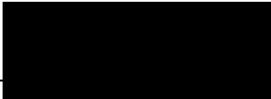
あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

貸貸借契約書(事務所)

賃貸人  様

賃借人 小川 克己 様



有限会社 奥九州開発

賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 小川 克己 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	階 号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示)大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇457-13 (登記簿)		
	構 造	木造 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/(1)階建/全(1)戸		
	種 類	事務所	新築 年月	年 月
	面 積	24㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

小川克己事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 5月 1日 から 令和9年 4月 30日まで (4年 ヶ月)
目的物件の引渡し時期 令和3年 2月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家財保険 料	円	敷 金	円 (賃料 カ月分)
附 属 施設料	月額 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	円 (賃料 カ月分)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	2本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月前月25日まで	
賃料等 の支払 方法	☐ 振 込		
	☒ 持 参	持 参 先	XXXXXXXXXX
	☐ 口座引落	委託会名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称		
所 在 地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名		
	(賃貸不動産経営管理士:登録番号	)	
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☐ 連帯保証人	氏名		
		住所		
		極度額	円	
	☐ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名		
		主たる事務所の所在地		
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号	

頭書(8) 更新に関する事項

本契約において甲・乙双方から解約の申入れがない場合は自動更新とします。

頭書(9) 特約事項

1. 当地方は寒冷地の為、水道管等の凍結・破裂に十分気を付ける事といたします。
※凍結破損等の修理費は乙負担となります。
2. 本契約では、敷金及び連帯保証人は必要とはいたしません。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 3月 31日

甲・貸主	氏名 小川 克己	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL
	住所	
丙 連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
	極度額	円

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2734 ☎ 0973-72-1662	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社 奥九州開発	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 大垣 敬	代表者の氏名	Ⓜ
宅 地 建 物 取 引 士	免許証番号	大分 大臣知事 (8)第1965号	免許証番号	大臣知事 ()第 号
	免許年月日	平成30年 6月 23日	免許年月日	年 月 日
	氏 名		氏 名	Ⓜ
	登録番号	(大分) 第 号	登録番号	() 第 号
宅 地 建 物 取 引 士	業務に従事する 事務所名	有限会社 奥九州開発	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2734 0973-72-1662	事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(3) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上のこの一切の債務を控除なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特殊詐欺等の根絶に関する賃貸借契約条項)

第1条 借主(乙)は、貸主(甲)に対し、本物件を特殊詐欺等(大分県特殊詐欺等被害防止条例第2条に規定する特殊詐欺等をいう。)の用に供するものではないことを誓約し、かつ将来にわたっても特殊詐欺等の用に供しないことを確約する。

第2条 乙は、本物件を特殊詐欺等の用に供してはならない。

第3条 甲は本物件が特殊詐欺等の用に供されることが判明した場合、乙に催告することなく、本契約を解除することができる。

- 2 甲が前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じて甲は何らこれを賠償しないし補償することは要せず、またかかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は

本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、この次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を締結することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき

四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

五 銀行取引の停止

六 破産手続きの開始

七 民事再生手続きの開始

八 会社更生手続きの開始

九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一 第7条の確約に反する事実が判明したとき

二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さな

なければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、消滅の際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が消滅しを遅滞したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から消滅し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(消滅し時の原状回復)

- 第16条 本物件の消滅し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の消滅し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

- 第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

- 第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2. 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

二 前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権について強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

イ 丙が破産手続を開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の手続きする新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に申し渡す。

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3. 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の場合を含む。)、又は、甲若しくは乙の責めに帰さない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 将来までの更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

領収書等の添付様式

整理番号

5

領収書その他の証拠書類の添付欄

水道使用量等のお知らせ

7年 6月分

ご利用期間 5月2日～6月2日

小川 克己

様

ご使用水量	0 m ³
請求予定額	1,270 円

メーターNo 200479

メーターNo 00000042 000

用途・口径 その他 013 無

今月のメーター指針	39
前月のメーター指針	39
今月の使用水量	0 m ³
料金 水道料金	1,200 円
内訳 消費税 (10.0%)	120 円
口座振替報奨 (口座割引)	50 円
合計金額	1,270 円
ご参考情報 前月の使用水量	0 m ³
通信欄	過少OK によって認定しました。

事業名、使途及び内容等

和歌山水道料
1270円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ()

7年 4月分 水道料金領収書 (口座振替用)

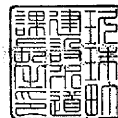
領収額	1,320 円
内訳 水道料金	1,200 円
消費税 (10.0%)	120 円
うち口座振替額	1,270 円

金融機関: []
上記の金額を 7年 4月 30日に口座振替により
領収いたしました。

○次月口座振替するものではありません。

7年 6月 2日 作成

玖珠町役場 建設水道課



水道事業登録番号 (T4800020003575)

整理番号

6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NECCO日本お客さまセンター 0120-824-883 電話番号: T3120001112341 料金所(自) 九重 料金所(至) 大分光吉第一 25年 4月 0日 8時44分 通行料金 ¥1,550- (ETC/ET) 車種 1 ※通行料金の割引率は10%です。 取替番号 A59504-083983-176830 ※本利用証明書はETC利用料金サービスで発行されたものです。 018	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NECCO日本お客さまセンター 0120-824-883 電話番号: T3120001112341 料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 25年 4月 8日 14時57分 通行料金 ¥1,550- (ETC/ET) 車種 1 ※通行料金の割引率は10%です。 取替番号 A59504-083983-176832 ※本利用証明書はETC利用料金サービスで発行されたものです。 019	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NECCO日本お客さまセンター 0120-824-883 電話番号: T3120001112341 料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 25年 4月 12日 12時29分 通行料金 ¥1,550- 割引料金 ¥450- 合計 ¥1,090- (ETC/ET) 車種 1 ※通行料金の割引率は10%です。 取替番号 A59504-121988-177433 ※本利用証明書はETC利用料金サービスで発行されたものです。 019	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NECCO日本お客さまセンター 0120-824-883 電話番号: T3120001112341 料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 25年 4月 12日 16時10分 通行料金 ¥1,550- 割引料金 ¥450- 合計 ¥1,090- (ETC/ET) 車種 1 ※通行料金の割引率は10%です。 取替番号 A59504-121983-177933 ※本利用証明書はETC利用料金サービスで発行されたものです。 019	
ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NECCO日本お客さまセンター 0120-824-883 電話番号: T3120001112341 料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 25年 4月 15日 11時 9分 通行料金 ¥1,550- (ETC/ET) 車種 1 ※通行料金の割引率は10%です。 取替番号 A59504-151983-175988 ※本利用証明書はETC利用料金サービスで発行されたものです。 019	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NECCO日本お客さまセンター 0120-824-883 電話番号: T3120001112341 料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 25年 4月 18日 13時54分 通行料金 ¥1,550- (ETC/ET) 車種 1 ※通行料金の割引率は10%です。 取替番号 A59504-188102-849339 ※本利用証明書はETC利用料金サービスで発行されたものです。 019	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NECCO日本お客さまセンター 0120-824-883 電話番号: T3120001112341 料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 25年 4月 18日 15時19分 通行料金 ¥1,550- 割引料金 ¥450- 合計 ¥1,090- (ETC/ET) 車種 1 ※通行料金の割引率は10%です。 取替番号 A59504-198102-849334 ※本利用証明書はETC利用料金サービスで発行されたものです。 019	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NECCO日本お客さまセンター 0120-824-883 電話番号: T3120001112341 料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 25年 4月 25日 15時 8分 通行料金 ¥1,550- 還元額補填金 ¥1,550- 合計 ¥0- (ETC/ET) 車種 1 ※合計の割引率は10%です。 取替番号 A59504-258102-849332 ※本利用証明書はETC利用料金サービスで発行されたものです。 019	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NECCO日本お客さまセンター 0120-824-883 電話番号: T3120001112341 料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 25年 4月 26日 8時 8分 通行料金 ¥1,550- 還元額補填金 ¥1,550- 合計 ¥0- (ETC/ET) 車種 1 ※合計の割引率は10%です。 取替番号 A59504-268290-132235 ※本利用証明書はETC利用料金サービスで発行されたものです。 019

事業名、使途及び内容等

高速使用料

79,580-

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額 ()

(円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 ()

(円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和7年4月分】

自動車登録番号

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
7	25.75	4,558	(有)森石油 セルフ九重	1
計		4,558	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	24,592 k m…②	当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	25,591 k m…③	
当該月の 総走行距離 (k m)	999 k m…④ (③－②)	当該月の政務活動 走行距離 (k m)	706 k m…⑤	
	按分率⑥ (⑤/④)	0.7067	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	3,221 円…⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和7年4月分】

議員名 小川 克己

①

ENEOS

納品書(領収書)

2025年04月07日 13:05

リイトプリカ利用

上 様 M

90-188-170-000000-2

BODYCARDフリー

車両番号 実車番

0004-00

レギュラー

P-08

25.75L

*

179円

¥4,609

(単価値引 2円

-¥51)

値引後単価 (177円)

¥4,558

(内ガソリン税53.80円

¥1,385)

合計

¥4,558

(消費税10%対象

¥4,558

内消費税等

¥414)

プリカ支払

¥4,558

プリカ会員No 2210310003058402

有効期限 2026/03/31

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

有限会社森石油店 セルフ九重

大分県玖珠郡九重町大字栗野

1265-1

TEL:0973-76-2379

SS-102720

登録番号: T6320002019975

レシートNo 7107-03 データNo9022-9025

003

2025/04/07

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動産用）

【令和 7 年 4 月分】

自動車登録番号	
---------	--

日	目 的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地 1	目的地 2	目的地 3			
6	かまどが岩春祭り意見交換	自宅	玖珠町古後			自宅	30 km	
8	大分高専技術専門学校入校式で関係者と意見交換	〃	大分市宗方			〃	132 km	高速利用
12	政務活動費整理	〃	県庁			〃	128 km	高速利用
15	政務活動費整理	〃	県庁			〃	128 km	高速利用
16	九重消防団入団式で関係者と意見交換	〃	九重町後野上			〃	10 km	
18	政治学習会（地方自治）	〃	大分市高砂			大分	62 km	高速利用
19	政治学習会（地方自治）	大分	大分市高砂			自宅	62 km	高速利用
25	政務活動費訂正事務	自宅	県庁			大分	64 km	高速利用
26	行政職員との意見交換会	大分	県庁			自宅	64 km	高速利用
27	右田井路災害工事完了式で関係者と意見交換	自宅	九重町右田			〃	13 km	
30	右田井路水神祭意見交換会	〃	九重町右田			〃	13 km	
							km	
							km	
計							706 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 自由民主党

議 員 名 小川 克己

令和 7 年 4 月 1 日

大 分 県 議 会 議 長 殿

令和7年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (k m)
1				令和5年4月	令和8年4月24日	18km
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

注1 毎年度4月1日現在で作成すること。

2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。

なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。

3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン10当たりの概ねの走行距離(km)を記載すること。

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)											領収書 番 号	備 考
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活 動 費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越		0	75,532													
3	事務所新聞購読料 4 月分 2 紙		7,900	67,632							7,900					1	
13	事務所電気代 (4月分)		1,957	65,675								1,957				2	
15	政務活動費受け入れ	150,000		215,675													
25	事務所賃貸料 (6 月分)		50,000	165,675								50,000				3	
31	高速道路通行料 5 月分		3,170	162,505	3,170											4	
31	自動車燃料代 5 月分		3,735	158,770	2,473	1,262										購入明細書	
			0	158,770													
			0	158,770													
			0	158,770													
			0	158,770													
			0	158,770													
			0	158,770													
			0	158,770													
			0	158,770													
			0	158,770													
			0	158,770													
			0	158,770													
月 計		150,000	66,762	158,770	5,643	1,262	0	0	0	0	7,900	51,957	0	0	0		

領収書等の添付様式

整理番号

/

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 7 年 4 月分
小川克己 事務所 様

011-0610

品 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	4,000
西日本新聞※	1	3,900
登録番号 T8810997253659		
合 計 (消費税込み)		¥7,900



ご購読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

※は軽減税率対象品目です。

その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 7 年 5 月 8 日

大分合同新聞玖珠・恵良プレス

所 長 小 幡 眞 一

玖珠町大字帆足231-2

TEL 72-53445

本領収証に書かれたお客様の個人情報は、当プレス
センター(販売店)において適切に管理し、新聞等の配達
集金、デリバリー、プレスセンターからの各種ご連絡、
新聞・出版物等のご案内などに利用させていただきます

事業名、使途及び内容等

取寄せ新聞 2紙
大分合同 4,000円
西日本 3,900円

合計 7,900円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D)、電気料金領収証

お振込人 オガワ カツミ

様

お客さま番号 50-500-000-12-3124278-31

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しください。

払込金額 2025 年 4 月分

1,957 円

(うち消費税等相当額

177 円)

基本料金

948円72銭

電
力
料
金
最初の 120 kWh
121 kWh ~ 300 kWh
301 kWh ~
燃料費等調整額

826円65銭

0円00銭

0円00銭

24円75銭

料金内訳

再エネ賦課金

157円00銭

推定

ご使用量

45 kWh

ご使用期間 3月27日~ 4月24日

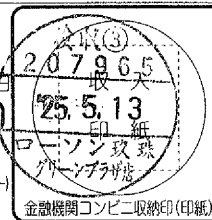
お支払期日 2025 年 5 月 26 日

九州電力株式会社

電話 0120-761-377

(1-800-)

(金融機関・CVS取扱店→お振込人)



本領収証により直接集金することはありません。訂正したものは無効です。

事業名、用途及び内容等

事務所電気代 1957円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

3

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

小川 克己

様

No. _____

金 額

50,000

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

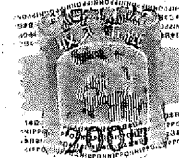
但令第6号より

平成7年5月25日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号



GR1620

事業名、使途及び内容等

事務所 賃賃料 50,000円
6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



NEXCO西日本お客さまセンター

0120-924-863

登録番号: T3120001112341

料金所(自) 九重

料金所(至) 大分光吉第一

25年 5月11日 8時 5分

割引前料金 ¥1,660-

割引△ ¥500-

通行料金 ¥1,160-

還元額利用△ ¥1,160-

合計 ¥0-

(ETCクレジット) 車種 1

※合計の消費税率は10%です。

取扱番号

A63505-113804-877230

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863

登録番号: T3120001112341

料金所(自) 大分光吉第一
料金所(至) 九重

25年 5月11日 10時37分

割引前料金 ¥1,660-

割引△ ¥500-

通行料金 ¥1,160-

還元額利用△ ¥340-

合計 ¥820-

(ETCクレジット) 車種 1

※合計の消費税率は10%です。

取扱番号

A63505-113804-878030

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863

登録番号: T3120001112341

料金所(自) 大分
料金所(至) 九重

25年 5月17日 8時16分

割引前料金 ¥1,550-

割引△ ¥460-

通行料金 ¥1,090-

(ETCクレジット) 車種 1

※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号

A64505-170392-369036

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019

ご利用ありがとうございます。

利用証明書

NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863

登録番号: T3120001112341

料金所(自) 玖珠
料金所(至) 大分

25年 5月17日 14時52分

割引前料金 ¥1,800-

割引△ ¥540-

通行料金 ¥1,260-

(ETCクレジット) 車種 1

※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号

A64505-170392-370638

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019

事業名、使途及び内容等

高速使用料

¥3,170-

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

按分による政務活動費の充当額

() 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額

() 円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和7年5月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
1	30.71	5,375	(有)森石油 セルフ九重	1
22	28.24	4,858	(有)森石油 セルフ九重	2
計		10,233	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	25,591 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	26,580 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	989 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	361 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.3650	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	3,735 円 …⑦

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和7年5月分】

議員名 小川 克己

①

②

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2025年05月01日 17:39

リフトブリカ利用

上様 M

90-188-170-000000-2

BODYCARDフリー

車両番号 実車番

0004-00

レギュラー P-02

30.71L * ¥5,436
(177円) -¥61)

(単価値引 2円

値引後単価 (175円) ¥5,375

(内ガソリン税53.80円 ¥1,652)

合計 ¥5,375

(消費税10%対象 ¥5,375

内消費税等 ¥489)

ブリカ支払 ¥5,375

ブリカ会員No 2210310003058402

有効期限 2026/04/30

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

有限会社森石油店 セルフ九重

大分県玖珠郡九重町大字栗野

1265-1

TEL:0973-76-2379 SS-102720

登録番号: T6320002019975

シートNo 6146-01 デ-5No3683-3686

003 2025/05/01

納品書(領収書)

2025年05月22日 13:20

リフトブリカ利用

上様 M

90-188-170-000000-2

BODYCARDフリー

車両番号 実車番

0004-00

レギュラー P-08

28.24L * ¥4,914
(174円) -¥56)

(単価値引 2円

値引後単価 (172円) ¥4,858

(内ガソリン税53.80円 ¥1,519)

合計 ¥4,858

(消費税10%対象 ¥4,858

内消費税等 ¥442)

ブリカ支払 ¥4,858

ブリカ会員No 2210310003058402

有効期限 2026/05/31

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

有限会社森石油店 セルフ九重

大分県玖珠郡九重町大字栗野

1265-1

TEL:0973-76-2379 SS-102720

登録番号: T6320002019975

シートNo 3199-03 デ-5No1606-1609

003 2025/05/22

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和7年5月分】

自動車登録番号 XXXXXXXXXX

日	目 的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地 1	目的地 2	目的地 3			
4	全国児童生徒俳句大会表彰式出席	自宅	玖珠町森			自宅	18 km	
5	第76回日本童話祭意見交換	〃	玖珠町森			〃	18 km	
7	住民・組織・団体との意見交換会	〃	玖珠町戸畑			〃	35 km	
11	団体との意見交換会	〃	大分市宮崎			〃	132 km	高速利用
13	玖珠土木事務所にて事業協議	〃	玖珠町塚脇			〃	10 km	
17	地方議会議員研修会	〃	大分市高砂			〃	122 km	高速利用
19	土地改良区災害協議	〃	玖珠町塚脇			〃	10 km	
23	中山田周辺災害対応現地調査	〃	玖珠町中山田			〃	16 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							361 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 自由民主党

議 員 名 小川 克己

政務活動費会計帳簿

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和7年6月分】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳（使 途 項 目 別）											領収書 番 号	備考
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活 動 費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越		0	158,770													
2	事務所新聞購読料5月分2紙		7,900	150,870							7,900					1	
2	事務所水道代(5月分)		1,270	149,600								1,270				2	
12	事務所電気代（5月分）		2,472	147,128								2,472				3	
16	政務活動費受け入れ	150,000		297,128													
20	大分県芸術文化友の会会費		9,000	288,128	9,000											4	
25	事務所賃貸料（7月分）		50,000	238,128								50,000				5	
30	事務所水道代(6月分)		1,270	236,858								1,270				6	
30	高速道路通行料6月分		6,420	230,438	6,420											7	
30	自動車燃料代6月分		1,819	228,619	1,819											購入明細書	
			0	228,619													
			0	228,619													
			0	228,619													
			0	228,619													
			0	228,619													
			0	228,619													
			0	228,619													
			0	228,619													
			0	228,619													
			0	228,619													
			0	228,619													
	月 計	150,000	80,151	228,619	17,239	0	0	0	0	0	7,900	55,012	0	0	0		

整理番号

/

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 7 年 5 月分
小川克己 事務所 様

011-0610

品 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	4,000
西日本新聞※	1	3,900
登録番号 T8810997253659		
合 計 (消費税含む)		¥7,900

ご愛読ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

※は軽減税率対象品目です。

その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 7 年 6 月 2 日

大分合同新聞玖珠・恵良プレス

所 長 小 幡 眞一郎

玖珠町大字帆足231-2

TEL 72-3348



事業名、使途及び内容等

平器新聞 7,900円

大分合同 4,000円
西日本 3,900円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

2

領収書その他の証拠書類の添付欄

水道使用量等のお知らせ

ご利用期間 6月2日～7月2日

小川 克己

様

ご使用水量	0 m ³
請求予定額	1,270 円

メーターNo. 200479

水検印 00000242 005

用途・口径 その他 013 無

今月のメーター指針	39
前月のメーター指針	39
今月の使用水量	0 m ³
料金 水道料金	1,200 円
内訳 消費税 (10.0%)	120 円
口座振替報奨 (口座割引)	50 円
合計金額	1,270 円
ご参考情報 前月の使用水量	0 m ³
通信欄	過少OK によって認定しました。

事業名、使途及び内容等

事務所水道料
7月分 1,270円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ()

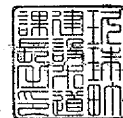
7年6月分 水道料金領収書 (口座振替用)

領収額	1,320 円
内訳 水道料金	1,200 円
消費税 (10.0%)	120 円
うち口座振替額	1,270 円
金融機関:	
上記の金額を 7年6月2日に口座振替により領収いたしました。	

○本場で直接集金することはありません。
次回口座振替日 R 7.7.31

7年 7月 2日 作成

玖珠町役場 建設水道課



水道事業登録番号 (T4800020003575)

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D)電気料金コンビニ専用振込領収証(電気ご使用量のお知らせ兼請求書)

お振込人 オガワ カツミ 様
 (ご契約名義)オガワ カツミ 様
 (お客さま番号)50-500-000-12-3124278-31
 (供給地点特定番号)09-0000-9266-7651-0000-0000
 (ご使用用途) (引込柱)
 (ご使用期間) 4月 25日～ 5月 27日 (33日間) 675/772
 (今回検針日) 5月 28日(次回検針日) 6月 25日(燃料費等調整単価)
 (ご契約種別)従量電灯B 当月分 1円85銭
 (ご契約容量) 30A 翌月分 1円85銭

振込金額 2025 年 5 月分 2,472 円
 (課税対象金額10%) 2,472 円 うち消費税等相当額 224 円

お支払期日 2025 年 6 月 27 日 コンビニエンスストア
 でのお取扱期日 2025 年 7 月 7 日

(注)「お支払期日」を過ぎますと延滞利息が加算されます。

ご使用量 63 kWh (参考) 25年 4月分: 29日間 45 kWh
 24年 5月分: 34日間 69 kWh
 基本料金 948円72銭 1日の平均ご使用量は、前年同月比 5%
 減少、前月比 18%増加しています。

電 最初の 120 kWh 1,157円31銭 63 kWh
 力 121 kWh ~ 300 kWh 0円00銭 0 kWh
 量 301 kWh ~ 0円00銭 0 kWh
 燃料費等調整額 116円55銭

内 料 金
 再エネ賦課金 250円00銭

事業名、使途及び内容等

郵務所費金
 2,472 円

電気料金に含まれる託送料金相当額は、647円01銭です。
 上記には、賠償負担金相当額および廃炉円滑化負担金相当額
 10円71銭を含みます。

Qピコのお知らせ>>前月分までのポイントは274ピコです。

九州電力株式会社 (登録番号:T4290001007004)
 小売事業者登録番号 A0275
 電話 0120-761-377 (コールセンター)
 (作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82) CVS取扱店→お振込人



ここから切り離してお使いください。
 本証にないもののおよび金額を訂正したものは無効です。
 本証により直接集金することはありません。

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

/

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

領収書番号 32

2025年6月20日

会員番号 210963

小川 克己 様

〒870-0029 大分県大分市高砂町2-33
(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団
理事長 広瀬 勝貞

登録番号 T7-3200-0500-0007

下記のとおり大分県芸術文化友の会の
会費を領収致しました。TEL 097-533-4001
FAX 097-533-4009

¥ 9,000 -

10%対象 うち、消費税額 ¥ 818-

大分県芸術文化友の会 会費

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

5

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

小川 克己

様

No. _____

金額

45,000.00

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

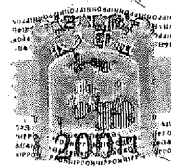
消費税額等(%)

消費税額等(%)

但令で年々区分して

令7年6月25日 上記正に領収いたしました

登録番号



GR1620

事業名、用途及び内容等

事務所賃料 60,000円
7月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

6

領収書その他の証拠書類の添付欄

水道使用量等のお知らせ

7年 8月分 ご利用期間 7月2日～8月4日

小川 克己

様

使用水量	1 m ³
請求金額	1,270 円

メーターNo 200479

メーターNo 00000242-005

用途・口径 その他 013 無

今月のメーター指針	40
前月のメーター指針	39
今月の使用水量	1 m ³
料金	水道料金 1,200 円
内訳	消費税 (10.0%) 120 円
口座振替報奨 (口座割引)	50 円
合計金額	1,270 円
ご参考 情報	前月の使用水量 0 m ³
通信欄	過大OK によって認定しました。

事業名、使途及び内容等

事務所水道料

1,270円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ()

7年 8月分 水道料金領収書 (口座振替用)

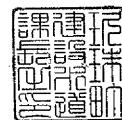
領収額	1,320 円
内訳	水道料金 1,200 円
	消費税 (10.0%) 120 円
うち口座振替額	1,270 円

金融機関 XXXXXXXXXX
 上記の金額を 7年 6月 30日に口座振替により
 領収いたしました。

○本状で直接集金することはありません。
 次回口座振替日 R 7. 9. 1

7年 8月 4日 作成

玖珠町役場 建設水道課



水道事業登録番号(T4800020003575)

整理番号	7	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO西日本お客様センター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 九度 料金所(至) 大分 25年 6月 5日 9時 1分 通行料金 ￥1,550- (ETC/ワット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は1.0%です。 取扱番号 A01506-059899-576733  ※本利用証明書はETC利用協会サービスで印字されたものです。 046	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO西日本お客様センター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 25年 6月 5日 14時 16分 通行料金 ￥1,550- (ETC/ワット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は1.0%です。 取扱番号 A01506-059899-578338  ※本利用証明書はETC利用協会サービスで印字されたものです。 046	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO西日本お客様センター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 九重 料金所(至) 大分光吉第一 25年 6月 30日 9時 14分 通行料金 ￥1,600- (ETC/ワット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は1.0%です。 取扱番号 A04506-306721-102236  ※本利用証明書はETC利用協会サービスで印字されたものです。 046	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO西日本お客様センター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 大分光吉第一 料金所(至) 九重 25年 6月 30日 12時 51分 通行料金 ￥1,600- (ETC/ワット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は1.0%です。 取扱番号 A04506-306721-102830  ※本利用証明書はETC利用協会サービスで印字されたものです。 046
事業名、使途及び内容等			
高速使用料 ￥6,820-			
あん分による充当の場合			
あん分の率 () あん分による政務活動費の充当額 (円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 (円)			

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和7年6月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
16	27.37	4,462	(有)森石油 セルフ九重	1
計		4,462	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	26580 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	27833 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	1,253 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	511 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.4078	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	1,819 円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和7年6月分】

議員名 小川 克己

①

ENEOS

納品書(領収書)

2025年06月16日 17:12

リサイクル利用

上 様 M

90-188-170-000000-2

BODYCARDフリー

車両番号 実車番

0004-00

レギュラー

P-05

27.37L

*

165円

¥4,516

(単価値引 2円

- ¥54)

値引後単価 (163円)

¥4,462

(内ガソリン税53.80円

¥1,473)

合計

¥4,462

(消費税10%対象

¥4,462

内消費税等

¥406)

プリカ支払

¥4,462

プリカ会員No 2210310003058402

有効期限 2026/05/31

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

有限会社森石油店 セルフ九重

大分県玖珠郡九重町大字栗野

1265-1

TEL:0973-76-2379

SS-102720

登録番号: T6320002019975

レシートNo 2648-02 データNo6692-6695

00

2025/06/16

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和7年6月分】

自動車登録番号



日	目 的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地1	目的地2	目的地3			
2	土木建築委員会と野上川改修並びにR387引治バイパス視察	自宅	九重町右田	九重町引治		自宅	13 km	
3	玖珠郡間改良協議会総会	〃	玖珠郡戸畑			〃	38 km	
5	議案説明会	〃	県庁			〃	128 km	高速利用
8	宝八幡宮御田植祭意見交換	〃	九重町松木			〃	28 km	
10	産直ネット玖珠・九重総会意見交換	〃	玖珠町岩室			〃	10 km	
11	玖珠土木事務所協議	〃	玖珠町塚脇			〃	10 km	
13	九重の自然を守る会調査	〃	九重町田野			〃	64 km	
14	玖珠郡豊稔祈願祭意見交換	〃	玖珠町戸畑			〃	40 km	
24	土地改良協議意見交換	〃	玖珠町塚脇			〃	10 km	
25	県道戸畑日田線調査	〃	玖珠町戸畑			〃	40 km	
30	大分県高専技術専門学校調査	〃	大分市			〃	130 km	高速利用
							km	
							km	
計							511 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名

自由民主党

議 員 名

小川 克己

政務活動費会計帳簿

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和7年7月分】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳（使 途 項 目 別）											領収書 番 号	備考
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等 活 動 費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越		0	228,619													
3	事務所新聞購読料6月分2紙		7,900	220,719							7,900					1	
4	政務省自衛官募集相談委員会総会負担金		3,000	217,719	3,000											2	
14	ファックス用インクリボン代		4,290	213,429									4,290			3	
15	政務活動費受け入れ	150,000		363,429													
25	事務所賃貸料（8月分）		50,000	313,429								50,000				4	
31	事務所水道代（7月分）		1,270	312,159								1,270				5	
31	高速道路通行料7月分		7,180	304,979	7,180											6	
31	自動車燃料代7月分		4,498	300,481	3,716			782								購入明細書	
			0	300,481													
			0	300,481													
			0	300,481													
			0	300,481													
			0	300,481													
			0	300,481													
			0	300,481													
			0	300,481													
			0	300,481													
			0	300,481													
			0	300,481													
			0	300,481													
	月 計	150,000	78,138	300,481	13,896	0	0	782	0	0	7,900	51,270	4,290	0	0		

領収書等の添付様式

整理番号

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 7 年 6 月分

小川克己 事務所 様

011-0610

品 名	数 量	金 額
大分合同新聞※	1	4,000
西日本新聞※	1	3,900
登録番号 T8810997253659		
合 計 (消費税含み)		¥7,900



※は軽減税率対象品目です。その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 7 年 7 月 6 日

大分合同新聞琉球・恵良プレス

所 長 小 幡 鏡一郎

琉球県大分県231-2

TEL 72-1111

本領収書は、お客様の個人情報は、当プレスセンター販売店において適切に管理し、新聞等の配達集金、デジタル・プレスセンターからの各種ご連絡・出版物等のご案内などにご利用させていただきます。

事業名、用途及び内容等

小幡新聞 6月分

大分合同 4,000円
西日本 3,900円

計 7,900円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

2

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

小川 克己 殿

金 3,000 円也

但し、令和7年度玖珠郡自衛官募集相談委員会
総会負担金として、上記金額を領収しました。

令和7年7月4日

玖珠郡自衛官募集相談委員会

会長 秋 好 憲 生



事業名、使途及び内容等

自衛官募集相談委員会
負担金 7/4 3,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1

登録番号：T2070001036729

ベスト電器玖珠店
玖珠郡玖珠町大字塚脇179-4

0973-72-5095

ご来店誠に有り難う御座います

領収書

No. 2850-401-068565 [現金売]

2025/07/14 14:12

レシ担当:985334

販売担当:985334

1199880015 KXFAN190W SSS

インクホソフイ1:持帰 外10

1,300×3

¥3,900

小計

¥3,900

+消費税

¥4,290

税込計

¥4,290

合計

¥390

(内消費税)

10%対象

¥4,290

(内消費税)

¥390

現金

¥4,290

お預り

¥10,000

お釣り

¥5,710



B2850401068565B

商品の返品につきまして
は必ずこのレシートを
お持ち下さい。
お持ちでないとは返品が
出来ません。

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

★出張修理受付ダイヤル★
0120-130-807
(10:00~20:00)



ベスト電器
デジタル会員
募集中!
お得なクーポン配信中

事業名、使途及び内容等

7/14 2025 1300×3 持帰 KX-FAN190W
1300×3 持帰 = 3900円
消費税 390円
計 4290円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()

【お問合せレシート番号】
2850-401-068565

円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ()

円)

領収書等の添付様式

整理番号

5

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

小川 克己

様

No. _____

金 額

40,000円

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但令7条8号分として

平成27年7月25日 上記正に領収いたしました

登録番号



GR1620

事業名、使途及び内容等

事務所借上料
8月分 7/25 52,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

水道使用量等のお知らせ

7年 9月分

ご利用
期間 8月4日~9月2日

小川 克己

様

ご使用水量

1

m³

ご請求予定額

1,270

円

メーターNo 200479

水産物 00000242-005

用途・口径 その他 013 無

今月のメーター指針

41

前月のメーター指針

40

今月の使用水量

1

m³

料金

水道料金

1,200 円

内訳

消費税 (10.0%)

120 円

口座振替報奨
(口座割引)

50 円

合計金額

1,270 円

事業名、使途及び内容等

事務所水道料

1,270 円

あん分による充当の場合

あん分の率

(

)

あん分による政務活動費の充当額

(

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額

(

ご参考
情報

前月の使用水量

1

m³

通信欄

7年 7月分 水道料金領収書 (口座振替用)

領収額

1,320 円

内訳

水道料金

1,200 円

消費税 (10.0%)

120 円

うち口座振替額

1,270 円

金融機関:

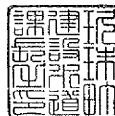
上記の金額を 7年 7月 31日に口座振替により
領収いたしました。

○本状で直接集金することはありません。

次回口座振替日 R 7. 9. 30

7年 9月 2日 作成

玖珠町役場 建設水道課



水道事業登録番号 (T4800020003575)

領収書等の添付様式

整理番号

6

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 25年 7月10日 8時58分 通行料金 ¥1,550- (ETC/クレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A08507-106548-278134 (印) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 046	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 25年 7月10日 17時20分 通行料金 ¥1,550- (ETC/クレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A08507-106548-280239 (印) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 046	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 25年 7月11日 8時56分 通行料金 ¥1,550- (ETC/クレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A06507-116548-281236 (印) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 046	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 大分 料金所(至) 九重 25年 7月11日 15時16分 通行料金 ¥1,550- (ETC/クレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A06507-116548-282036 (印) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 046	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 九重 料金所(至) 大分 25年 7月20日 8時26分 通行料金 ¥1,650- 還元額利用△ ¥1,550- 合計 ¥100- (ETC/クレジット) 車種 1 ※合計の消費税率は10%です。 取扱番号 A07507-203655-546532 (印) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	---	--	---	---

ご利用ありがとうございます。

利用証明書NEXCO
西日本NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863
登録番号：T3120001112341料金所(自) 九重
料金所(至) 大分
25年 7月31日 8時37分通行料金 ¥1,140-
還元額利用△ ¥160-
合計 ¥980-
(ETC/クレジット) 車種 1
※合計の消費税率は10%です。取扱番号
A08507-319335-758335 (印)

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

046

ご利用ありがとうございます。

利用証明書NEXCO
西日本NEXCO西日本お客さまセンター
0120-924-863
登録番号：T3120001112341料金所(自) 大分
料金所(至) 九重
25年 7月20日 12時18分通行料金 ¥1,550-
還元額利用△ ¥1,550-
合計 ¥0-
(ETC/クレジット) 車種 1
※合計の消費税率は10%です。取扱番号
A07507-203655-547837 (印)

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

046

事業名、使途及び内容等

高速代 37180-

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和7年7月分】

自動車登録番号

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
10	28.29	4,725	(有)森石油 セルフ九重	1
計		4,725 …①		
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	27833 km…②	当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	28606 km…③	
当該月の 総走行距離 (km)	773 km…④ (③-②)	当該月の政務活動 走行距離 (km)	736 km…⑤	
	按分率⑥ (⑤/④)	0.9521	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	4,498 円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和7年7月分】

議員名 小川 克己

①

ENEOS

納品書(領収書)

2025年07月10日 08:13

リフトプリア利用

上 様 M

90-188-170-000000-2

BODYCARDフリー

車両番号 実車番

0004-00

レギュラー P-08

28.29L *

169円 ￥4,781

(単価値引 2円 - ￥56)

値引後単価 (167円) ￥4,725

(内ガソリン税53.80円 ￥1,522)

合計 ￥4,725

(消費税10%対象 ￥4,725

内消費税等 ￥430)

プリカ支払 ￥4,725

プリカ会員No 2210310003058402

有効期限 2026/05/31

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

有限会社森石油店 セルフ九重

大分県玖珠郡九重町大字栗野

1265-1

TEL:0973-76-2379 SS-102720

登録番号: T6320002019975

レシートNo 1047-03 デーNo9251-9254

003 2025/07/10

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和7年7月分】

自動車登録番号



日	目 的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地 1	目的地 2	目的地 3			
1	県道菅原山浦線改良工事地元協議	自宅	玖珠町山浦			自宅	48 km	
2	北山田地区県政報告	〃	玖珠町戸畑			〃	50 km	
4	玖珠郡自衛隊募集相談員総会	〃	玖珠町帆足			〃	10 km	
5	アジサイ祭り主催者意見交換	〃	九重町松木			〃	12 km	
8	土地改良区水路協議	〃	玖珠町塚脇			〃	10 km	
10	地熱開発知事要望	〃	県庁			〃	128 km	高速利用
11	県政報告書類作成事務	〃	県庁			〃	128 km	高速利用
15	政策検討会議	〃	日田市			〃	70 km	
19	小松地獄リニューアル記念式典	〃	九重町湯坪				52 km	
20	ホーバークラフト関係者乗船会	〃	大分市駄原				124 km	高速利用
26	社会を明るくする運動郡大会	〃	玖珠町岩室				10 km	
31	大分県観光振興調査	〃	別府市				94 km	高速利用
							km	
計							736 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 自由民主党

議 員 名 小川 克己

[illegible]

領収書等の添付様式

整理番号

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 7 年 7 月分
小川克己 事務所 様

011-0610

品 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	4,000
西日本新聞※	1	3,900
合計 (消費税含む)		¥7,900

登録番号 T8810997253659

ご賞賛ありがとうございます。上記金額を領収書としてお送りいたします。

※は軽減税率対象品目です。

その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 7 年 8 月 2 日

大分合同新聞玖珠・荻原プレス

所長 小川 龍一郎

玖珠町大字帆足231-2

TEL 72-5818



本領収証に書かれたお客様の個人情報は、当プレス
センター（販売店）において適切に管理し、新聞等の配達
集金、デリバリー、プレスセンターからの各種ご連絡、
問合出版物等のご案内などに利用させていただきます。

事業名、使途及び内容等

事務所新聞 7月分
大分合同新聞 4,000円
西日本 3,900円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D)電気料金コンビニ専用振込領収証(電気ご使用量のお知らせ兼請求書)

お振込人 オガワ カツミ

様

(ご契約名義)オガワ カツミ

様

(お客さま番号)50-500-000-12-3124278-31

(供給地点特定番号)09-0000-9266-7651-0000-0000

(ご使用用途)

(引込柱)

(ご使用期間) 6月25日～7月27日(33日間)

675772

(今回検針日) 7月28日(次回検針日) 8月28日(燃料費等調整単価)

(ご契約種別)従量電灯B

当月分 1円54銭

(ご契約容量) 30A

翌月分 -0円74銭

振込金額 2025 年 7 月 分

3,647 円

(課税対象金額10%)

3,647 円

うち消費税等相当額

331 円)

お支払期日 2025 年 8 月 27 日

コンビニエンスストア
でのお取扱期日

2025 年 9 月 6 日

(注)「お支払期日」を過ぎますと延滞利息が加算されます。

ご使用量

113kWh

(参考) 25年 6月分: 28日間 68 kWh

24年 7月分: 30日間 93 kWh

基本料金

948円72銭

1日の平均ご使用量は、前年同月比 9%
増加、前月比 41%増加しています。

電 最初の 120 kWh 2,075円81銭 113kWh

力 121 kWh ～ 300 kWh 0円00銭 0kWh

量 301 kWh ～ 0円00銭 0kWh

内 燃料費等調整額 174円02銭

訳 金

再エネ賦課金

449円00銭

推定

電気料金に含まれる託送料金相当額は、1,160円51銭です。
上記には、賠償負担金相当額および廃炉円滑化負担金相当額
19円21銭を含みます。
Qピコのお知らせ>>前月分までのポイントは276ピコです。

九州電力株式会社 (登録番号:T4290001007004)
小売事業者登録番号 A0275
電話 0120-761-377 (コールセンター)
(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82) CVS取扱店→お振込人

71224

25.8.09

11:33

コンビニ収納印(印紙)

ここから切り離してお使いください
収納印がないものおよび金額を訂正したものは無効です。
本証により直接集金することはありません。

事業名、使途及び内容等

事務所費
4,647円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D)電気料金コンビニ専用振込領収証

お振込人

オガワ カツミ

様

お客さま番号 50-500-000-12-3124278-31

払込金額	2025年 6月分	うち消費税等相当額
2,593円		235円

※ 本証により直接集金することはありません。
収納印がないものおよび金額を訂正したものは無効です。

お支払期限日 2025 年 8 月 27 日

振込金額に加え、別途振込手数料が発生します。
本票は、2025年 8月 7日に作成しております。

切離さないでお出しください。

九州電力株式会社

電話 050-6622-2002

(有料)

電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け
間違いのないようお願い申し上げます。



コンビニ収納印(印紙)

CVS取扱店→お振込人

事業名、使途及び内容等

事務所電気料 2,593円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

様

No. _____

金 額

150,000

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

但 令7年9月分として

令7年 8月25日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号



事業名、使途及び内容等

取寄郵便物上乗

9月分 50,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号	5
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

小川 克己

様

令和7年8月27日

¥3,000-

但 令和7年度県道戸畑日田線改良工事交流会費
上記正に領収いたしました。

県道戸畑日田線整備促進期成会



事業名、使途及び内容等

県道戸畑日田線工事説明会並に意見交換会 会費

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

6

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。
利用証明書

 NEXCO西日本お客様センター
 0120-924-863
 登録番号: T3120001112341
 料金所(自) 大分
 料金所(至) 九重
 25年 8月 1日 16時14分
 通行料金 ¥1,550-
 (ETC/レゾ) 車種 1
 ※通行料金の消費税率は10%です。
 取扱番号 A09508-014540-750139
 ※本利用証明書はETC利用証サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書NEXCO西日本お客様センター
0120-924-863
登録番号: T3120001112341料金所(自) 九重
料金所(至) 大分
25年 8月28日 6時48分

通行料金 ¥1,550-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。取扱番号
A12508-283547-306138
※本利用証明書はETC利用証サービスで印字されたものです。

046

ご利用ありがとうございます。
利用証明書NEXCO西日本お客様センター
0120-924-863
登録番号: T3120001112341料金所(自) 大分
料金所(至) 九重
25年 9月28日 16時47分

通行料金 ¥1,550-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。取扱番号
A12508-283547-307136
※本利用証明書はETC利用証サービスで印字されたものです。ご利用ありがとうございます。
利用証明書NEXCO西日本お客様センター
0120-924-863
登録番号: T3120001112341料金所(自) 九重
料金所(至) 大分
25年 8月19日 10時 9分

通行料金 ¥1,550-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。取扱番号
A11508-197538-411836
※本利用証明書はETC利用証サービスで印字されたものです。ご利用ありがとうございます。
利用証明書NEXCO西日本お客様センター
0120-924-863
登録番号: T3120001112341料金所(自) 大分
料金所(至) 九重
25年 8月19日 16時28分

通行料金 ¥1,550-

(ETC/レゾ) 車種 1
※通行料金の消費税率は10%です。取扱番号
A11508-197538-412832
※本利用証明書はETC利用証サービスで印字されたものです。

事業名、使途及び内容等

高速代 77,750-

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和7年8月分】

自動車登録番号

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
4	29.14	4,867	(有)森石油 セルフ九重	1
計		4,867	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	28606 k m…②	当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	29140 k m…③	
当該月の 総走行距離 (k m)	534 k m…④ (③-②)	当該月の政務活動 走行距離 (k m)	516 k m…⑤	
	按分率⑥ (⑤/④)	0.9662	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	4,702 円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和7年8月分】

議員名 小川 克己

ENEOS

納品書(領収書)

2025年08月04日 13:14

リフトプリカ利用

上 様 M

90-188-170-000000-2

BODYCARDフリー

車両番号 実車番

0004-00

レギュラー P-08

29.14L *

(169円) ￥4,925

(単価値引 2円 - ￥58)

値引後単価 (167円) ￥4,867

(内ガソリン税53.80円 ￥1,588)

合計 ￥4,867

(消費税10%対象 ￥4,867

内消費税等 ￥442)

プリカ支払 ￥4,867

プリカ会員No 2210310003058402

有効期限 2026/07/31

現金でお買上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

有限会社森石油店 セルフ九重

大分県玖珠郡九重町大字粟野

1265-1

TEL:0973-76-2379 SS-102720

登録番号: T6320002019975

レシートNo 7627-03 データNo6029-6032

004 2025/08/04

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和7年8月分】

自動車登録番号			
着	政務活動 走行距離	備 考	
自宅	128 km	高速利用	
〃	10 km		
〃	10 km		
〃	10 km		
〃	10 km		
〃	20 km		
〃	8 km		
〃	16 km		
〃	128 km	高速利用	
〃	20 km		
〃	28 km		
〃	128 km	高速利用	
	km		
516 km			

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 自由民主党

議 員 名 小川 克己

政務活動費会計帳簿

会派名 自由民主党
議員名 小川 克己

【令和7年9月分】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳（使 途 項 目 別）											領収書 番 号	備考
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越		0	370,889													
1	事務所水道料（8月分）		1,270	369,619								1,270				1	
2	事務所新聞購読料8月分2紙		7,900	361,719							7,900					2	
8	事務所電気代（8月分）		3,130	358,589								3,130				3	
17	政務活動費受け入れ	150,000	0	508,589													
25	事務所賃貸料（10月分）		50,000	458,589								50,000				4	
30	事務所水道料（9月分）		1,270	457,319								1,270				5	
30	高速道路通行料9月分		1,550	455,769	1,550											6	
30	自動車燃料代9月分		2,794	452,975	2,794											購入明細書	
			0	452,975													
			0	452,975													
			0	452,975													
			0	452,975													
			0	452,975													
			0	452,975													
			0	452,975													
			0	452,975													
			0	452,975													
			0	452,975													
	月 計	150,000	67,914	452,975	4,344	0	0	0	0	0	7,900	55,670	0	0	0		

領収書等の添付様式

整理番号

/

領収書その他の証拠書類の添付欄

水道使用量等のお知らせ

7年 10月分 ご利用期間 9月2日~10月2日

小川 克己

様

ご利用水量	0 m ³
ご利用料	1,270 円

メーターNo 200479

水線番号 00000242-005

用途・口径 その他 013 無

今月のメーター指針	41
前月のメーター指針	41
今月の使用水量	0 m ³
料金 水道料金	1,200 円
内訳 消費税 (10.0%)	120 円
口座振替報奨 (口座割引)	50 円
合計金額	1,270 円
ご参考情報 前月の使用水量	1 m ³
通信欄	過少OK によって認定しました。

事業名、使途及び内容等

水道料 3,1270-
(8月分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ()

7年 8月分 水道料金領収書 (口座振替用)

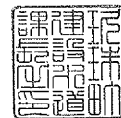
領収額	1,320 円
内訳 水道料金	1,200 円
内訳 消費税 (10.0%)	120 円
うち口座振替額	1,270 円

金融機関: XXXXXXXXXX
 上記の金額を 7年 9月 1日に口座振替により
 領収いたしました。

○本状で直接集金することはありません。
 次回口座振替日 R 7.10.31

7年 10月 2日 作成

玖珠町役場 建設水道課



水道事業登録番号 (T4800020003575)

整理番号

2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 7 年 8 月分
小川克己 事務所 様

011-0610

品 名	部 数	金 額
大分合同新聞※	1	4,000
西日本新聞※	1	3,900
登録番号 T8810997253659		
合 計 (消費税含む)		¥7,900



ご厚情ありがとうございます。上記金額を領収致しました。

※は軽減税率対象品目です。

その他の品目は10%消費税込み金額です。

領収日 7 年 9 月 2 日

大分合同新聞玖珠・恵良プレス

所 長 小 幡 眞 一 郎

玖珠町大字帆足231-2

TEL 7

本領収証に書かれたお客様の個人情報は、当プレスセンター(販売店)において適切に管理し、新聞等の配達集金、デリバリー、プレスセンターからの各種ご連絡、問出版物等のご案内などに利用させていただきます

事業名、使途及び内容等

事務所新聞 4,000円
大分合同新聞 4,000円
西日本 11 3,900円 計 7,900円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

別記様式第7号(第9条関係)

整理番号

3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

(D)電気料金コンビニ専用振込領収証(電気ご使用量のお知らせ兼請求書)

お振込人	オガワ カツミ	様
(ご契約名義)	オガワ カツミ	様
(お客さま番号)	50-500-000-12-3124278-31	
(供給地点特定番号)	09-0000-9266-7651-0000-0000	
(ご使用用途)	(引込柱)	
(ご使用期間)	7月28日～8月27日(31日間)	6757772
(今回検針日)	8月28日(次回検針日) 9月29日	(燃料費等調整単価)
(ご契約種別)	従量電灯B	当月分 -0円74銭
(ご契約容量)	30A	翌月分 -1円34銭
振込金額	2025 年 8 月分	3,142 円
(課税対象金額10%)	3,130 円	うち消費税等相当額 284 円
お支払期日	2025 年 9 月 29 日	コンビニエンスストア でのお取扱期限日 2025 年 10 月 9 日

(注)「お支払期日」を過ぎますと延滞利息が加算されます。

ご使用量	101 kWh	(参考) 25年 7月分: 33日間 113 kWh	
		24年 8月分: 34日間 115 kWh	
基本料金	948円72銭	1日の平均ご使用量は、前年同月比 2% 減少、前月比 2%減少しています。	
電	最初の 120 kWh	1,855円37銭	101 kWh
力	121 kWh ~ 300 kWh	0円00銭	0 kWh
量	301 kWh ~	0円00銭	0 kWh
内	燃料費等調整額	-74円74銭	
料			
金			
取			
	再エネ賦課金	401円00銭	
	延滞利息	12円00銭	

ここから切り離してお使いください

収納印がないものおよび金額を訂正したものは無効です。
本証により直接集金することはありません。領収日
25.9.8

事業名、使途及び内容等

事務所電気料 3,142円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打ち切り充当した場合

3142 - 12 = 3130

政務活動費充当額 (3130 円)

電気料金に含まれる託送料金相当額は、1,037円27銭です。
上記には、賠償負担金相当額および廃炉円滑化負担金相当額
17円17銭を含みます。

Qピコのお知らせ>>前月分までのポイントは278ピコです。

九州電力株式会社

(登録番号:T4290001007004)

小売事業者登録番号:A0275

電話 0120-761-377 (コールセンター)

(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82) CVS取扱店→お振込人

推定



整理番号

セ

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

小川 克己

様

No. _____

金 額

50,000

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

但 家賃として
今年 9 月 20 日

(株) 〇〇 〇〇 〇〇

上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

消費税額等(%)

登録番号



事業名、使途及び内容等

事務経費資料 50,000
10月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

5

領収書その他の証拠書類の添付欄

水道使用量等のお知らせ

7年11月分

ご利用期間 10月2日~11月2日

小川 克己

様

ご利用水量

1 m³

ご利用予定額

1,270 円

メーターNo 200479

水経路 00000242-006

用途・口径 その他 013 無

今月のメーター指針	42
前月のメーター指針	41
今月の使用水量	1 m ³
料金 水道料金	1,200 円
内訳 消費税 (10.0%)	120 円
口座振替報奨 (口座割引)	50 円
合計金額	1,270 円
ご参考 情報	前月の使用水量 0 m ³
通信欄	

事業名、使途及び内容等

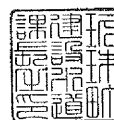
水道料 7/1270 -
(9月分)

7年9月分 水道料金領収書 (口座振替用)	
領収額	1,320 円
内訳 水道料金	1,200 円
内訳 消費税 (10.0%)	120 円
うち口座振替額	1,270 円
金融機関:	
上記の金額を 7年9月30日に口座振替により 領収いたしました。	

○本表で直接集金することはありません。
灰田口座振替目 7.12.1

7年11月2日作成

玖珠町役場 建設水道課



水道事業登録番号(T4800020003575)

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 ()

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ()

円)

整理番号

6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。

利 用 証 明 書



NEXCO西日本お客さまセンター

0120-924-863

登録番号：T3120001112341

料金所(自) 九重

料金所(至) 大分

25年 9月 1日 8時51分

通行料金 ￥1,550-

(ETCクレジット) 車種 1

※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号

A13509-017975-036636



※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

046

事業名、使途及び内容等

高速代

7,1550-

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 自由民主党

議員名 小川 克己

【令和7年9月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
8	28.36	4,737	(有)森石油 セルフ九重	1
計		4,737	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	29140 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	29857 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	717 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	423 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.5899	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	2,794 円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 自由民主党

【令和7年9月分】

議員名 小川 克己



ENEOS

納品書(領収書)

2025年09月08日 09:02

リサイクル利用

上 様 M

90-188-170-000000-2

BODYCARDフリー

車両番号 実車番

0004-00

レギュラー P-02

28.36L

*

(169円) ￥4,793

(単価値引 2円 - ￥56)

値引後単価 (167円) ￥4,737

(内ガソリン税53.80円 ￥1,526)

合計 ￥4,737

(消費税10%対象 ￥4,737

内消費税額 ￥431)

プリカ支払 ￥4,737

プリカ会員No 2210310003058402

有効期限 2026/08/31

現金でお買上げの場合は領収書にかえてさせて頂きます。

有限会社森石油店 セルフ九重

大分県玖珠郡九重町大字栗野

1265-1

TEL:0973-76-2379 SS-102720

登録番号: T6320002019975

シートNo 4811-01 デ-No9141-9144

004 2025/09/08

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和7年9月分】

自動車登録番号 XXXXXXXXXX

日	目 的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地 1	目的地 2	目的地 3			
1	大分県建設業協会との意見交換会	自宅	大分市			大分	64 km	高速利用
5	玖珠郡畜産品評会	〃	玖珠郡大隈			自宅	10 km	
8	九重町議会との意見交換	〃	九重町田野			〃	60 km	
9	高齢者問題意見交換	〃	九重町湯坪			〃	56 km	
13	北山田地区敬老会意見交換	〃	玖珠町戸畑			〃	46 km	
20	酪農家との意見交換	〃	九重町田野			〃	60 km	
28	山下大御神社秋の大祭意見交換	〃	玖珠町山下			〃	50 km	
29	玖珠土木事務所工事状況協議	〃	玖珠町塚脇			〃	9 km	
30	西部振興局協議	〃	日田市			〃	68 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							423 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 自由民主党

議 員 名 小川 克己